

「遺言書の基礎知識」

< 2. 遺言書に書けること >

b. 未成年後見人の指定

○遺言できること

遺言で未成年後見人を指定できます。

○規定された法律

民法（第八百三十九条第一項）

○こんな方へお勧め

未成年の子がいる。

親権者（財産管理権＋監護権）は、自分ひとりだけ。

未成年の子が成年となる前に自分が亡くなった場合に未成年後見人をお願いしたい人がいる方。

○補足

未成年後見人とは、未成年者の法定代理人であり、未成年者の監護養育・財産管理・契約等の法律行為などを行う人の事です。

離婚の際に自分ひとりが親権者となった。

つまり、未成年の子には、もうひとりの親がいる。

そのような状況で親権者が亡くなった場合にも自動的にもうひとりの親へ親権がいくわけではありません。

色んな事情で親権者が自分ひとりという方は、子のためにも遺言で未成年後見人を指定される事をお勧めします。